

「『厳重警戒』での感染防止対策」の主な追加・変更

○実施区域

愛知県全域

○実施期間

2022年3月22日(火)～
今回変更:5月24日(火)～

○主な追加・変更内容

全般的な方針（追加）

○「マスクの着用」については、下記のこと留意

【屋内】

- ・他者と身体的距離(2m以上を目安)が確保できないときや他者との距離が確保できるが会話をを行うときは、マスクの着用
- ・他者との距離が確保できる場合で会話をほとんど行わないときは、マスクの着用は必要なし。

【屋外】

- ・他者と身体的距離が確保できない場合で会話をを行うときは、マスクを着用
- ・他者と距離が確保できないときであっても会話をほとんど行わないときは、マスクの着用は必要なし。
- ・高温・多湿などの環境下では、熱中症のリスクが高くなるおそれがあるため、上記のマスクの着用が必要ない場面では、マスクを外すことを推奨
- ・特に必要がない場面等で、本人の意に反してマスクの着脱を無理強いしないようお願い

(県民・事業者の皆様への)

III. その他のお願い

⑬学校等での対応(追加)

- マスクの着用については、十分な身体的距離が確保できる場合や、夏場において熱中症のリスクが高い場合、また、体育の授業等で運動をしているときについては、不要とします。

⑭保育所、認定子ども園、幼稚園等での対応(変更)

【2歳未満児】マスク着用は奨めず、低年齢児については特に慎重に対応

⇒マスク着用は奨めない

【2歳以上児】発育状況等からマスクの着用が無理なく可能と判断される児童については、可能な範囲で一時的に推奨

⇒個々の発達の状況や体調等を踏まえる必要があることから、他者との身体的距離にかかわらず、マスク着用は一律に求めない

【その他】本人の調子が悪い場合などは無理して着用させる必要はない

⇒本人の調子が悪い場合などは無理して着用させずに外させること